

- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課)
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し (自動車税事務所)
- 開発行為に関する工事の完了公告 (川越建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告 (越谷建築安全センター)
- 平成 28 年度第 1 回技能検定員等資格審査実施に関する告示 (運転免許課)
- 公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターの所在地変更に関する告示 (捜査第四課)
- 平成 28 年度埼玉県労働委員会あっせん員候補者の氏名等の公示 (審査調整課)

規 則

埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十八号

埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則

埼玉県立高等技術専門校規則（昭和六十一年埼玉県規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表電気工事科の項及び電気設備管理科の項中「三九〇時間」を「三八〇時間」に改め、同表木工芸科の項中「一 木工用機械類」を「一 木材加工用機械類」に、「(3) 木工用機械」を「(3) 木材加工用機械」に、「(1) 木製品」を「(1) 木製品」に、「(5) 木工品製作実習」を「(5) 木製品製作実習」に改め、同表情報処理科の項中「一五〇時間」を「一〇〇時間」に、「六五〇時間」を「七〇〇時間」に改める。

「私は、入校の上は、関係規則及び指示事項を厳守し、違反した様式第二号中 じられても異議はありません。

保証人連署の上誓約します。

ときは、退校を命
「私は、入校の上は、関係規則及び指示事項を厳守し、誠
を
約します。」

実に訓練に励むことを誓
に改める。」

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の埼玉県立高等技術専門校規則の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。
- 2 この規則の施行の際現に情報処理科に係る普通職業訓練を受けている者（平成二十八年三月三十一日において埼玉県立高等技術専門校に在校する者に限る。）に対する当該普通職業訓練に係る基準については、改正後の別表第二第一号の表情報処理科の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

規 則

埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十八年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十九号

埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成二十七年埼玉県条例第七十号)の施行期日は、平成二十八年十月一日とする。

告 示

埼玉県告示第四百六十二号

平成四年埼玉県告示第五百三十五号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年埼玉県条例第五十一号）に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額について）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月八日から施行する。

改正後の告示の規定は、平成二十八年四月八日以後の期間に係る年金たる補償に係る基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成二十八年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最 低 限 度 額	最 高 限 度 額
二十歳未満	四、六八八円	一三、二〇七円
二十歳以上二十五歳未満	五、一七三円	一三、二〇七円
二十五歳以上三十歳未満	五、七二一円	一三、五八九円
三十歳以上三十五歳未満	六、一三九円	一六、三一二円
三十五歳以上四十歳未満	六、五七一円	一八、八〇三円
四十歳以上四十五歳未満	六、七五〇円	二一、三五五円
四十五歳以上五十歳未満	六、八六五円	二三、九二四円
五十歳以上五十五歳未満	六、七三八円	二五、二一四円
五十五歳以上六十歳未満	六、〇五七円	二四、七四七円
六十歳以上六十五歳未満	四、九一六円	一九、九三五円
六十五歳以上七十歳未満	三、九三〇円	一五、五七九円
七十歳以上	三、九三〇円	一三、二〇七円

告 示

埼玉県告示第四百六十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県庁舎及びその敷地内で使用する電気 予定使用電力量10,428,000キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

平成28年7月1日（金）から平成29年6月30日（金）まで

(4) 需要場所

埼玉県庁舎及びその敷地内

(5) 入札方法

入札金額については、各入札者において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した供給期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。

- (6) 上記 1 (1)の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であること。
- (7) その他入札説明書に記載する基準を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 埼玉県総務部管財課電気施設担当 西川 電話048-830-2613 (直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

入札参加希望者に対しては、次に掲げるところにより記録媒体 (CD-R) で電子データを交付する (事前に電話により連絡すること)。

ア 交付場所での交付

この公告の日から平成28年4月21日 (木) まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。) の午前10時から午後5時までの間に、上記(1)の交付場所において交付する。

交付場所での交付を希望する者は、記録媒体を持参すること。

イ 郵送による交付

郵送による交付を希望する者は、平成28年4月18日 (月) 午後5時まで (必着) に、上記(1)の交付場所に、記録媒体、返信用封筒 (あらかじめ切手を貼付すること) 及び入札参加希望者の連絡先が分かるもの (名刺等) を同封の上、郵送すること。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁職員会館地下1階B02会議室 平成28年5月24日 (火) 午前10時

- (4) 郵送による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県総務部管財課電気施設担当 平成28年5月23日 (月) 午後4時
なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率 (100分の5以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則 (昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。) 第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成28年4月22日（金）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and Quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Government Office including other facilities on the premises of the prefectural government office (estimated kWh: 10,428,000 kWh).

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: 4:00 p.m., Monday, May 23, 2016

In person: 10:00 a.m., Tuesday, May 24, 2016 (Saitama Prefectural

Government Campus: Shokuin Kaikan B1F, Meeting Room B02)

(3) Contact Information:

Public Property Management Division, General Affairs Department,
Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301

Tel. 048-830-2613

告示

埼玉県告示第四百六十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十四年埼玉県告示第千五百五十九号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十八年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域

別図のとおり（埼玉県行田市大字小針字埜通七百二番四の一部、七百三番六の一部、七百五十三番一の一部、七百五十四番三の一部、七百五十四番四の一部、七百五十五番一の一部、七百五十五番二の一部、七百六十二番一、七百六十二番二、七百六十三番一、七百六十三番二、七百六十四番一の一部、七百七十三番一の一部、七百七十四番一、七百七十四番二、七百七十五番一、七百七十五番二、七百八十二番一、七百八十二番二、七百八十二番三、七百八十二番四、七百八十二番五、七百八十三番一、七百八十三番二、七百八十四番一の一部、七百九十三番一の一部、七百九十三番二の一部、七百九十四番一、七百九十四番二、七百九十四番三、七百九十五番一、七百九十五番二の一部、七百九十五番三の一部、八百二番三の一部、八百二番五、八百三番一、八百三番二、八百三番三、八百三番四の一部、八百四番一の一部、八百四番二の一部、八百十三番一の一部、八百十四番一、八百十四番二、八百二十三番一、八百二十三番二、八百二十四番一の一部、八百三十三番一の一部、八百三十三番二の一部、八百三十四番一、八百三十四番二、八百四十二番一、八百四十二番二、八百四十三番一の一部、八百五十二番一の一部、八百五十三番一、八百五十三番二、八百六十一番一、八百六十一番二、八百六十二番一の一部、八百七十番一の一部、八百七十一番一、八百七十一番二、八百七十八番一、八百七十八番二及び八百七十九番一の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置

汚染土壌の撤去

告 示

埼玉県告示第四百六十五号

所沢市から所沢都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十八年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百六十六号

草加市から草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十八年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第四百六十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年四月八日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク富士見関沢店

埼玉県富士見市関沢一丁目七番九号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

(1) 駐車場でブレーキとアクセルを踏み間違えての事故が多いことから、歩行者がいる場所（構内通路及び公道）に車両が逸脱しないよう、ガードレールや縁石で十分に防護してください。

(2) 県道二百六十六号は狭いので、自転車来店者には、極力、東武東上線の側道（市道）等を利用するよう案内してください。

(3) 帰宅困難者は、県道二百六十六号や東武東上線の側道（市道）を通行することが予想されるので、「災害時帰宅支援ステーション」としての準備をしてください。できれば、入店経路・イトインスペース及びトイレ周辺は非常用電源による照明を備えてください。

(4) 自転車来店者には、駐輪場に看板を設置して安全上必要な事項を啓発してください。盗難防止のための施錠、かごに荷物を放置することの危険性、ひたたくり防止のカバーの装着、傘差し運転の禁止など、自転車来店者には特に必要な事項があるので。

(5) 店舗内外の照明が、県道二百六十六号のドライバーにとって眩しくないように配慮してください。当該県道は、カーブしている坂道であり、路外の照明が車両の運転者の視界に入り、運転に危険を生じるおそれがあるため。

二 縦覧期間

平成二十八年四月八日から平成二十八年五月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第四百六十八号

平成二十七年埼玉県告示第千四百十四号で公示した公共測量は、平成二十八年三月二十二日終了した旨測量計画機関である上尾市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百六十九号

平成二十七年埼玉県告示第千二百九十二号で公示した公共測量は、平成二十八年三月十一日終了した旨測量計画機関である東松山市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百七十号

平成二十七年埼玉県告示第千五十四号で公示した公共測量は、平成二十八年三月十六日終了した旨測量計画機関である行田市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百七十一号

測量計画機関である春日部市中央一丁目地区市街地再開発準備組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

春日部市中央一丁目地区市街地再開発準備組合

二 作業種類

公共測量（基準点測量、水準測量、現況測量）

三 作業地域

春日部市中央一丁目

四 作業期間

平成二十八年三月三十一日から平成二十八年六月三十日まで

告 示

埼玉県告示第四百七十二号

平成二十七年埼玉県告示第九百七十九号で公示した公共測量は、平成二十八年三月二十五日終了した旨測量計画機関であるふじみ野市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百七十三号

平成二十七年埼玉県告示第千八十七号で公示した公共測量は、平成二十八年三月十一日終了した旨測量計画機関である川越市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百七十四号

平成二十七年埼玉県告示第千四百四十号で公示した公共測量は、平成二十八年三月十八日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百七十五号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 作業種別

基本測量

二 作業期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

三 作業地域

埼玉県全域

告 示

埼玉県告示第四百七十六号

平成二十七年埼玉県告示第千四百十五号で公示した公共測量は、平成二十八年三月十八日終了した旨測量計画機関である朝霞市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百七十七号

平成二十八年埼玉県告示第二百四号で公示した公共測量は、平成二十八年三月二十三日終了した旨測量計画機関である越谷市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百七十八号

平成二十七年埼玉県告示第千四百六十二号で公示した公共測量は、平成二十八年三月十八日終了した旨測量計画機関である日高市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百七十九号

平成二十七年埼玉県告示第千三百十九号で公示した公共測量は、平成二十八年三月十八日終了した旨測量計画機関である幸手市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百八十号

平成二十七年埼玉県告示第四百六十七号で公示した公共測量は、平成二十八年三月二十五日終了した旨測量計画機関である北本県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百八十一号

平成二十七年埼玉県告示第九百七十二号で公示した公共測量は、平成二十八年三月十七日終了した旨測量計画機関である伊奈町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百八十二号

平成二十七年埼玉県告示第千五十号で公示した公共測量は、平成二十八年三月四日終了した旨測量計画機関である三芳町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百八十三号

平成二十七年埼玉県告示第七百九十八号で公示した公共測量は、平成二十八年三月十八日終了した旨測量計画機関である上尾市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百八十四号

平成二十七年埼玉県告示第千五百五十九号で公示した公共測量は、平成二十八年三月十一日終了した旨測量計画機関である三郷市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百八十五号

平成二十七年埼玉県告示第七百九十九号で公示した公共測量は、平成二十八年三月二十三日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百八十六号

平成二十七年埼玉県告示第九百三十二号で公示した公共測量は、平成二十八年三月十八日終了した旨測量計画機関である上尾市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百八十七号

平成二十七年埼玉県告示第千四百五十八号で公示した公共測量は、平成二十八年三月十九日終了した旨測量計画機関である幸手市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百八十八号

平成二十七年埼玉県告示第九百四号で公示した公共測量は、平成二十八年三月十八日終了した旨測量計画機関である三郷市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百八十九号

平成二十七年埼玉県告示第千二百七十三号で公示した公共測量は、平成二十八年三月二十五日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百九十号

平成二十七年埼玉県告示第九百五十三号で公示した公共測量は、平成二十八年三月十日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百九十一号

測量計画機関である朝霞市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

朝霞市

二 作業種類

公共測量（座標変換）

三 作業地域

朝霞市全域

四 作業期間

平成二十八年四月一日から平成二十八年四月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第四百九十二号

平成二十七年埼玉県告示第千百三十九号で公示した公共測量は、平成二十八年三月二十五日終了した旨測量計画機関である熊谷県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百九十三号

平成二十七年埼玉県告示第八百六十三号で公示した公共測量は、平成二十八年三月二十四日終了した旨測量計画機関である埼玉県東松山農林振興センターから通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百九十四号

平成二十七年埼玉県告示第九百五十一号で公示した公共測量は、平成二十八年三月二十四日終了した旨測量計画機関である埼玉県東松山農林振興センターから通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百九十五号

平成二十七年埼玉県告示第千四百五十七号で公示した公共測量は、平成二十八年三月十八日終了した旨測量計画機関である八潮市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百九十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十八年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一四―十一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県和光市下新倉五丁目三百二十三番 外十六筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千三百三十五・八八立方メートル

告 示

埼玉県自動車税事務所長告示第二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十八年四月八日

埼玉県自動車税事務所長 渡 邊 守比呂

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
吉澤石油販売株式会社	代表取締役 吉澤 信一	埼玉県さいたま市西区大字佐知川千四十番地四	平成二十八年二月二十九日

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年四月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十七年七月二十一日

指令川建セ第二七〇〇三〇〇号

二 検査済証番号

平成二十八年四月六日

川建セ第二七〇一〇三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字新宿三千七百二番十一、三千七百二番十七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市松葉町一丁目二十六番十七号グラン松葉三〇五

高内 康裕

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年四月八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

一 許可番号

平成二十八年三月三十一日

指令越建セ第二七〇〇一四一号

二 検査済証番号

平成二十八年三月三十一日

越建セ第五六五―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町川端三丁目四番一、四番七、四番八、四番十四、五番二、
六番一、六番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町川端三丁目十一番七号

島村 俊明

告 示

埼玉県公安委員会告示39号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）並びに同法第99条の3第4項第1号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条及び第10条第2項の規定により公示する。

平成28年4月8日

埼玉県公安委員会委員長 阿部 理一郎

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査

- ア 大型自動車免許に係る技能検定員審査
- イ 中型自動車免許に係る技能検定員審査
- ウ 普通自動車免許に係る技能検定員審査
- エ 大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査
- オ 大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- カ 普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- キ 牽引^{けん}免許に係る技能検定員審査
- ク 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- ケ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- コ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

(2) 教習指導員審査

- ア 大型自動車免許に係る教習指導員審査
- イ 中型自動車免許に係る教習指導員審査
- ウ 普通自動車免許に係る教習指導員審査
- エ 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査
- オ 大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- カ 普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査

- キ 牽引免許に係る教習指導員審査
- ク 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- ケ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- コ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査

2 審査期日等

(1) 期日

ア 論文審査

平成28年5月17日（火）

イ 技能審査

平成28年5月28日（土）、6月7日（火）から6月10日（金）までの間における指定する日

ウ 面接審査

平成28年6月14日（火）から6月17日（金）までの間における指定する日

(2) 場所

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察運転免許センター

3 申請手続

(1) 申請期間

平成28年4月8日（金）から4月22日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）

(2) 申請要領

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書（規則別記様式第1号）を提出するとともに、受けようとする審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る運転免許証を提示すること。

(3) 申請先

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課

4 審査手数料

審査手数料については、埼玉県証紙により納付すること。

5 照会先

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課教習所係（電話 048-543-2001 内線241）

告 示

埼玉県公安委員会告示第61号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条の3第1項の規定により都道府県暴力追放運動推進センターとして指定する公益財団法人埼玉県暴力追報・薬物乱用防止センターから、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定に基づく変更の届け出があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成28年4月8日

埼玉県公安委員会委員長 阿 部 理 一 郎

変更に係る事項	変更前	変更後	変更しようとする 年月日
事務所の所在地	さいたま市浦和区高砂 3丁目15番1号	さいたま市浦和区高砂 3丁目12番9号	平成28年4月11日

告 示

埼玉県労働委員会告示第五号

当委員会は、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定に基づき、平成二十八年度あつせん員候補者に次の者を委嘱したので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により公示する。

平成二十八年四月八日

埼玉県労働委員会会長 小 寺 智 子

氏名	現職	主要経歴
島村 和男	埼玉県労働委員会公益委員	埼玉県教育委員会教育長
小寺 智子	弁護士、 埼玉県労働委員会公益委員	川越市選挙管理委員会委員長
野崎 正	弁護士、 埼玉県労働委員会公益委員	埼玉弁護士会副会長
藤本 茂	法政大学法学部教授、 埼玉県労働委員会公益委員	神奈川労働局紛争調整委員会委員（現職）
設楽 あづさ	弁護士、 埼玉県労働委員会公益委員	最高裁判所司法研修所教官職
小室 隆行	日本郵政グループ労働組合関東地方本部 執行委員長、埼玉県労働委員会労働者委員	日本郵政グループ労働組合中央執行委員
依田 修	東京電力労働組合中央副執行委員長、 埼玉県労働委員会労働者委員	埼玉県電力関連産業労働組合総連合会長
牧田 晴充	U A ゼンセン埼玉県支部支部長、 埼玉県労働委員会労働者委員	U I ゼンセン同盟鹿児島県支部支部長
浅見 明良	N T T 労働組合北関東信越総支部執行委 員長、埼玉県労働委員会労働者委員	N T T 労働組合北関東総支部執行委員長
藤田 省吾	埼玉県医療介護労働組合連合会書記長、 埼玉県労働委員会労働者委員	全日本赤十字労働組合連合会中央執行委 員
斎藤 和康	株式会社大和薬局代表取締役、 埼玉県労働委員会使用者委員	和光市商工会会長（現職）
柳沢 幸一	株式会社芝浦電子顧問、 埼玉県労働委員会使用者委員	株式会社あさひ銀行丸の内支店長
石川 義明	石川金属機工株式会社代表取締役、 埼玉県労働委員会使用者委員	川口鋳物工業協同組合総務委員長（現職）
安原 好夫	埼玉県商工会議所連合会参事、 埼玉県労働委員会使用者委員	株式会社埼玉りそな銀行上海支店長
斎藤 実	A G S 株式会社顧問、 埼玉県労働委員会使用者委員	A G S 株式会社代表取締役副社長
加藤 和男	埼玉県労働委員会事務局長	
發知 和弘	埼玉県労働委員会副事務局長兼審査調整 課長	
谷津 禎彦	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹	
弥勒寺 学	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹	
井上 貴雄	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	
小川 典子	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	
渋谷 敦司	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	
松井 若菜	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	